

日本体育・スポーツ政策学会 学会大会の開催に関する規程

第1条 会則第3条による学会大会の開催については、この規程による。

第2条 学会大会は「日本体育・スポーツ政策学会第　　回大会」と称する。

第3条 学会大会は、一般研究、課題研究、シンポジウム等で構成する。

第4条 一般研究は、体育・スポーツの政策に関する研究であって、原則として研究の完結しているものに限る。

第5条 学会大会は、大会実行委員会を設け、実施可能な方法によって開催する。

第6条 大会実行委員会は、理事会と協議して、大会開催要項を決める。

第7条 大会実行委員長は、学会大会の開催に関する収支を理事会に報告するものとする。

第8条 学会大会における一般研究の発表者（発表連名者とも）は、会則第4条に定める会員のうち、その年度の所定の会費を納入している者でなければならない。ただし、名誉会員はこの限りではない。

第9条 参加及び発表を希望する会員は、あらかじめ大会実行委員会に参加費を添えて所定の申込書を提出する。

第10条 学会大会は、毎年1回以上開催する。

第11条 学会大会期間中に、会則第13条第1項に定める総会を開催するものとする。

第12条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て、総会の決議により行う。

附則

この規程は、これまでの学会大会開催の実績を受け、平成17年12月10日より適用する。
令和7年12月13日改正適用。